

徴収の猶予（特例）の申請について

1 提出すべき書類

- 徴収猶予申請書[㊟]
- 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合）
- 財産目録（猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合）
- 収支の明細書（猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合）

- 事業収入の減少等の事実があること及び一時納付・納入が困難であることを証する書類の写し（売上帳、給与明細、預金通帳、現金出納帳等）

※財産収支状況書・財産目録・収支の明細書は、当該様式の内容を具備していれば、申請者が既に保有している資料の写しで代用することができます。

2 申請期限

申請の対象となる税は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する地方税であり、その納期限により申請期限が以下のとおり異なります。

- (1) 納期限が令和 2 年 6 月 30 日以前のもの
令和 2 年 6 月 30 日まで
- (2) 納期限が令和 2 年 7 月 1 日以降のもの
当該納期限まで

3 申請に関する留意事項

徴収の猶予（特例）の申請は、納期限ごとに申請を行います。したがって、納期限が複数あるものについては、その都度申請する必要があります。

例えば、固定資産税は 1 期から 4 期まで納期限が設けられているため、その都度申請が必要となります。

申請期限を経過してしまうと申請自体を受付ができなくなってしまうため、徴収の猶予（特例）を受けようとする場合は各納期限で申請漏れのないようご注意ください。

この徴収の猶予（特例）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少があった方が 1 年間の徴収猶予を受けるための申請です。納税義務の免除又は税額が減免されるものではありません。

【問い合わせ先・郵送先住所】

〒899 - 5431

鹿児島県始良市宮島町 25 番地 始良市役所総務部収納管理課

TEL：0995-66-3061/0995-67-7323